

○中野委員長 これより、議会運営委員会を開会させていただきます。

本日は全員の出席であります。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０２分

○中野委員長 再開させていただきます。

なお、無所属安田議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

協議事項の１番目、令和６年第２回定例会の運営についてであります。（１）市長提出議案について、理事者から説明をお願いいたします。

○和田総務部長 令和６年第２回定例市議会を６月１３日開会ということで、昨日、招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決案件が２８件、報告案件が７件、合わせて３５件でございます。議案第１号から議案第４号までの令和６年度各会計補正予算、報告第１号から第３号までの令和５年度各会計予算の繰越しにつきましては、後ほど総合政策部長から御説明をさせていただきます。

議案第５号から議案第１２号までにつきましては、いずれも条例の制定でございます。

議案第５号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号を利用する事務に係る規定の整備を行うほか、生活保護法の一部改正に伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第６号につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置の基準に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第７号につきましては、水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の整備及び管理に係る事務に関する権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴う規定の整備をしようとするものでございます。

議案第８号から議案第１１号までにつきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業、児童福祉施設等の職員の配置の基準に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第１２号につきましては、嵐山小学校及び嵐山中学校を廃止し、それぞれ忠和小学校及び忠和中学校に統合しようとするものでございます。

議案第１３号から議案第２０号までにつきましては、いずれも財産の取得でございます。

議案第１３号は、クロスカントリーコースの整備に充てるため、圧雪車１台を４千７０万円で、

北海道市町村備荒資金組合から、議案第14号は、除排雪に充てるため、除雪グレーダー1台を4千152万5千円で、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支店から、議案第15号は、救助活動に充てるため、救助工作車（Ⅲ型）1台を2億988万円で、議案第16号は、大規模災害時の救急医療等に充てるため、災害対応特殊救急自動車1台を2千640万円で、いずれも株式会社北海道モリタ旭川営業所から、議案第17号は車両の整備に充てるため、はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール取替えキット一式を2千926万円で、北海道市町村備荒資金組合から、議案第18号は、一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器180組を2千233万円で、緊急通報システム事業協同組合から、議案第19号は、第2庁舎における文書等の保管に充てるため、物品棚436台を2千62万600円で河川サービス株式会社から、議案第20号は、小中学校における学習環境の整備に充てるため、スポットクーラー350台を2千618万円で、旭陽電機株式会社から、それぞれ買収しようとするものでございます。

議案第21号につきましては、東旭川町において、町の区域を変更しようとするものでございます。

議案第22号から議案第25号までにつきましては、いずれも契約の締結でございます。

議案第22号、旧総合庁舎解体工事は、契約金額7億9千607万円で、株式会社橋本川島コーポレーションほか1社で構成いたします共同企業体と、議案第23号、旭川市近文清掃工場基幹的設備改良（再延命化）工事は、契約金額78億8千700万円で、荏原環境プラント株式会社北海道支店と、議案第24号、第2豊岡団地建替（3）新築工事は、契約金額12億670万円で、荒井建設株式会社ほか2社で構成いたします共同企業体と、議案第25号、忠和6条道路線改良工事は、契約金額2億7千170万円で、株式会社橋本川島コーポレーションほか1社で構成いたします共同企業体と、契約を締結しようとするものでございます。

議案第26号につきましては、交通事故による損害賠償として224万3千430円を相手方に賠償しようとするものでございます。

議案第27号につきましては、消防団員に対する訓練手当の不正受給に係る損害賠償及び遅延損害金の支払いを求める訴えを提起しようとするものでございまして、不正受給の当事者は故人でありますことから、相続人である3名を相手方として、この当事者の相続財産の限度で、1人当たり154万5千600円及び遅延損害金の支払いを求める訴えを提起しようとするものでございます。

議案第28号につきましては、株式会社旭川振興公社の取締役を選任するため、議決権を行使しようとするものでございます。

次に、報告第4号から報告第7号までにつきましては、いずれも専決処分の報告でございます。

報告第4号につきましては、交通事故による損害賠償の額を定めることについてでございまして、整理番号1につきましては、17万1千163円の賠償額を5月21日に、整理番号2につきましては、10万6千155円の賠償額を5月29日に、それぞれ専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第5号につきましては、市営住宅春光台団地の物置の屋根から落下した雪が車両に当たった事故による損害賠償の額を定めることについてでございまして、整理番号1につきましては、37万5千122円の賠償額を5月21日に、整理番号2につきましては、9万5千686円の賠償額

を5月29日に、それぞれ専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第6号につきましては、科学館の催事における事故による損害賠償の額を定めることについてございまして、整理番号1につきましては、3万3千574円、整理番号2につきましては、2万3千871円の賠償額を、いずれも5月29日に専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第7号につきましては、市営住宅の滞納家賃を分割で支払うこと及び和解条項に反した場合には、市営住宅を明け渡すことを内容とする訴え提起前の和解を行うこととございまして、整理番号1及び2に記載されております方を相手として、5月29日に専決処分をさせていただいたものでございます。

最後に、先議についてのお願いでございます。

議案第20号につきましては、小中学校にスポットクーラーを速やかに設置する必要がありますことから、その取扱いにつきましては、何とぞ御先議くださいますようお願いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○熊谷総合政策部長 議案第1号から議案第4号までの令和6年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、補正予算書1ページを御覧ください。

議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9億6千828万5千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んでいただき7ページから9ページまでの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、7ページの2款総務費では、地域情報共有プラットフォーム運営費など2事業で1千241万2千円、3款民生費では、老人福祉施設等整備推進補助金など5事業で7千63万5千円、8ページの4款衛生費では、健康推進管理事務費など3事業で7億2千23万8千円、6款農林水産業費では、農産物等流通拡大支援費など2事業で821万1千円、7款商工費では、中小企業振興資金融資事業費で446万6千円、9ページの8款土木費では、街あかり推進費で500万円、9款消防費では、管理事務費で35万9千円、10款教育費では、教育指導費など5事業で1億4千696万4千円を、それぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、ページ戻っていただき5ページから6ページまでの歳入にお示しいたしておりますように、5ページの17款国庫支出金で4千356万円、18款道支出金で6千368万1千円、5ページから6ページにわたりますが、21款繰入金で600万円、22款繰越金で2億9千867万4千円、23款諸収入で3億6千607万円、24款市債で1億9千30万円を、それぞれ追加するものでございます。

また、ページ戻っていただき3ページの第2表債務負担行為補正では、旭川市放課後児童クラブ運営業務委託料について、債務負担行為を追加するものでございます。

第3表地方債補正では、ごみ処理施設整備事業及び学校教育施設等整備事業の限度額を変更するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。議案第2号、令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4千265万円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んでいただき15ページ下段の事項別明細書、歳出にお

示しいたしておりますように、1 款総務費の管理事務費など2 事業で4 千2 6 5 万円を追加するものでございます。

これらの財源につきましては、同じく1 5 ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、3 款道支出金で同額を追加するものでございます。

次に、1 6 ページを御覧ください。議案第3 号、令和6 年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、1 7 ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的支出で6 4 万円を追加するものでございます。

最後に、1 8 ページを御覧ください。議案第4 号、令和6 年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、1 9 ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的支出で2 2 万円を追加するものでございます。

続きまして、報告第1 号から報告第3 号までの、令和5 年度各会計予算の繰越しの報告につきまして、御説明申し上げます。

報告第1 号を御覧ください。令和5 年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてでございますが、別紙の繰越明許費繰越計算書のとおり、中心市街地活性化推進費など3 9 事業につきまして、令和5 年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰越したところでございます。

次に、報告第2 号、令和5 年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、配水管布設工事など3 事業につきまして、令和5 年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰越したところでございます。

最後に、報告第3 号、令和5 年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、下水管布設工事など3 事業につきまして、令和5 年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰越したところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中野委員長 ただいま、理事者のほうからそれぞれ説明がございました。特に委員の皆様から御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、ただいまの説明におきまして、理事者から要望のあった先議の扱いにつきましては、後ほど審議方法のところで協議することとさせていただきます。

(2) 議会提出議案についてであります。請願・陳情議案の委員会付託について、請願・陳情議案の審査結果報告について、それぞれ事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 アの請願・陳情議案の委員会付託についてであります。6 月4 日現在、陳情を2 件受理しております。陳情第7 号の旭川市議会議場における国旗掲揚について、及び陳情第8 号の議場に「日の丸」の掲揚をしないことを求めることについてにつきましては、いずれも議会運営委員会に付託になろうかと思っております。御了承いただければ、6 月1 3 日の本会議でその手続を取ることであります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告につきましては、現在のところ、結論の出たものはありませんが、今後、結論が出た場合は、従来どおり会期末の本会議で報告を受けることとなります。

以上でございます。

○中野委員長 ただいま、事務局のほうから説明がありました。そのとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

ウの意見書・決議案についてであります。事前に自民会議から1件、公明党から4件、民主連合及び市民連合から3件、民主連合から2件、共産から5件、合計15件の提案がありましたので、文案をタブレット上に配付させていただいております。

これ以外に、提案の予定がある会派はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、調整につきましては、従来どおり代表者会議で行うこととさせていただきます。

(3) 議案の審議方法についてであります。先ほどの理事者の説明の中で、先議の要望がありました議案第20号について、先議とすることでよいか、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきます。

○高橋ひでとし委員(自民会議) 先議とすることに異存ございません。

○高花委員(公明党) 先議でよろしいと思います。

○江川委員(民主連合) 先議でよいと思います。

○石川厚子委員(共産) 先議でよろしいと思います。

○塩尻委員(市民連合) 先議でよろしいと思います。

○上野委員(無党派G) 先議でよいと思います。

○横山委員外議員(無所属) 先議でよろしいです。

○中野委員長 無所属安田議員におきましても、委員長に一任ということでお伺いをしておりますので、全会一致をもって先議という扱いになろうかと思えます。6月13日の開会日に扱うこととし、後日の議会運営委員会で質疑、討論の有無及び賛否を確認することとさせていただきます。

次に、(3)アの令和6年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案についてであります。議案第1号ないし議案第19号、議案第21号ないし議案第28号の以上27件について、本会議直接審議または特別委員会付託のどちらにするか、各会派及び無所属に確認をさせていただきたいと思えます。

○高橋ひでとし委員(自民会議) 会派といたしましては、本会議直接審議が好ましいと考えておりますが、他の会派の皆様の多数に従いたいと存じます。

○高花委員(公明党) 本会議直接審議でよろしいと思います。

○江川委員(民主連合) 他の会派に合わせますが、本会議直接審議でよいと思います。

○石川厚子委員(共産) 本会議直接審議で構わないと思います。

○塩尻委員(市民連合) 本会議直接審議でよろしいかと思えます。

○上野委員(無党派G) 他の会派に合わせたいと思えます。

○横山委員外議員(無所属) 本会議直接審議でよろしいと思えます。

○中野委員長 無所属安田議員も委員長に一任とお聞きをしております。それでは、本会議直接審議とし、議案につきましては、議案第1号ないし議案第19号、議案第21号ないし議案第28号の以上27件とさせていただきます。なお、報告第1号ないし報告第7号の以上7件についても、

本会議直接審議とさせていただきたいと思います。

それでは、（４）一般質問についてであります。時期については、日程のところで確認をさせていただきます。通告につきましても日程のところで確認をさせていただきたいと思います。時間についてであります。質問のみ２５分。ただし、一問一答の方式の場合は、質問時間を確保した上で、答弁を含めておおむね６０分を目安とさせていただきます。回数について、一問一答の方式の場合は回数制限を設けず、一括方式の場合は３回以内となります。人数について各会派等に確認をさせていただきたいと思います。大会派順にお伺いをさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） ５人から６人をお願いいたします。

○高花委員（公明党） ２人から３人をお願いいたします。

○江川委員（民主連合） ゼロ人から１人をお願いします。

○石川厚子委員（共産） ３人をお願いします。

○塩尻委員（市民連合） ２人から３人をお願いします。

○上野委員（無党派Ｇ） ゼロ人から２人をお願いいたします。

○横山委員外議員（無所属） ゼロ人から１人をお願いします。

○中野委員長 無所属安田議員については、ゼロ人というふうにお伺いをしているところでございます。それでは１２人から最大で１９人というふうになるかと思えます。順序については、正副議長、議会運営委員会正副委員長立会いの下、抽せんとなります。場所につきましては質疑質問席となります。

次に、（６）会期と日程についてであります。会期と日程については、正副委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、日程案を事務局から配付させたいと思います。

（日程案配付）

○中野委員長 日程案が配付されたと思います。

６月６日告示、本日、議会運営委員会を開催しております。１３日、本会議開会し、提案説明となります。一般質問の通告締切りが正午まで、その後、抽せんとなります。また、本会議におきましては、先議の議案第２０号の議案審議があります。１８日から一般質問、最大１９名と皆様から申出がありましたが、今回、日程を３日間で設定させていただいたところでありまして、２０日まで一般質問を行い、２１日金曜日が休会、その後、土日を含んで２４日月曜日、本会議を開会し、議案審議というふうになるかというふうに思います。このような日程案でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、このような取扱いというふうにさせていただきたいと思います。

それでは、２番目のその他の項目に移りたいと思います。

（１）令和６年度全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達式についてであります。このことについて、事務局から説明をお願いいたします。

○宮川議会事務局次長 お手元に御配付しております資料に基づき御説明申し上げます。伝達式は、令和６年６月１３日、第２回定例会開会日、議場におきまして、本会議での諸般の報告の後、休憩して行います。被表彰者は、議員２５年以上特別表彰、能登谷繁議員で、伝達品は表彰状及び記念

品です。感謝状受領者は、福居秀雄議長で、全国市議会議長会部会長及び全国市議会議長会国と地方の協議の場等に関する特別委員会委員としての功績により、2枚の感謝状が贈呈されておりますが、伝達式では、全国市議会議長会部会長の功績による感謝状のみを読み上げ、伝達することといたします。伝達方法は、事務局から氏名を読み上げ、それぞれ自席から前に進み出て受け取ることといたします。伝達者は、議長が感謝状受領者となっておりますことから、副議長となります。表彰状及び感謝状の伝達後、お祝いの言葉を副議長及び市長からいただき、引き続いて、受賞者を代表して能登谷議員から謝辞をいただくことといたします。いずれも登壇となります。

以上、御確認をお願いいたします。

○中野委員長 表彰状及び感謝状伝達式の説明を事務局からさせていただきました。ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

(2) グループウェアの運用に係る申合せの改正についてであります。今般導入したグループウェアの運用に係り、議会のICT化を図るため、申合せの改正について協議を協議したいと思います。資料を配付しているので御覧いただきたいというふうに思います。

まず、上から1つ目、議長宛て意見書提出方要望書について及び2つ目から4つ目までの通告要旨のいわゆる速報版について、現在、各会派等控室に掲示しているものを、グループウェアによる配信とさせていただきます。

次に、上から5つ目と6つ目、本会議及び委員会の招集通知についてであります。現在電子メールでの配信としているものを、グループウェアの配信とする扱いとさせていただきたいと思います。

実施時期につきましては、第3回定例会からとし、それまでの間、試行運用として各会派等の控室への掲示またはメール配信との併用とさせていただきます。

そのように扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、(3) 旭川市議会業務継続計画(旭川市議会BCP)に係る訓練についてでございます。議会BCPでは、議員と議会事務局職員を対象とした防災及び減災並びに危機管理に関する研修会、または訓練を毎年1回は実施することとしているところであります。令和5年6月28日の議会運営委員会におきまして、今年度に訓練を実施することについて決定しているところでございます。具体的内容につきましては、代表者会議で今後協議することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

本日、予定をしていた協議事項については以上となります。

次回の議会運営委員会の招集については、今回、先議がございますので、6月12日水曜日、午前10時、口頭招集とさせていただきます。

以上をもちまして、議会運営委員会を散会させていただきます。

散会 午前10時32分